

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【会社名】 株式会社オカムラ

【英訳名】 OKAMURA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 中 村 雅 行

【本店の所在の場所】 横浜市西区北幸二丁目7番18号
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 045(319)3401(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート 経理本部長 福 田 栄

【最寄りの連絡場所】 横浜市西区北幸一丁目4番1号

【電話番号】 045(319)3445

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 コーポレート 経理本部長 福 田 栄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2025年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金49円 総額 4,646,979,288円

ロ 効力発生日

2025年6月26日

第2号議案 取締役12名選任の件

中村雅行、河野直木、佐藤喜一、荒川和巳、酒徳真司、福田栄、伊藤裕慶、狩野麻里、上條努、菊地美佐子、水本伸子及び丹保人重を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

永井則幸を監査役に選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

内田晴康を補欠監査役に選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額の改定の件

取締役の報酬額を年額10億円（うち社外取締役は1億5千万円）以内とするものであります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して、取締役報酬額とは別枠にて、新たに対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定するものであります。譲渡制限付株式制度に基づき、対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額1億円以内とし、当社が発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年100,000株以内とするものであります。

第7号議案 監査役の報酬額の改定の件

監査役の報酬額を年額1億5千万円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の配当の件	805,441	537	1,312	(注) 1	可決 98.98
第2号議案 取締役12名選任の件				(注) 2	
中村 雅行	743,082	62,883	1,312		可決 91.31
河野 直木	800,545	5,422	1,312		可決 98.37
佐藤 喜一	800,621	5,346	1,312		可決 98.38
荒川 和巳	800,459	5,508	1,312		可決 98.36
酒徳 真司	800,714	5,253	1,312		可決 98.40
福田 栄	800,623	5,344	1,312		可決 98.38
伊藤 裕慶	789,818	16,150	1,312		可決 97.06
狩野 麻里	782,782	23,184	1,312		可決 96.19
上條 努	788,733	17,235	1,312		可決 96.92
菊地 美佐子	790,009	15,959	1,312		可決 97.08
水本 伸子	788,778	17,190	1,312		可決 96.93
丹保 人重	783,744	22,222	1,312		可決 96.31
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
永井 則幸	762,116	43,853	1,312		可決 93.65
第4号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 2	
内田 晴康	805,262	708	1,312		可決 98.95
第5号議案 取締役の報酬額の改定の件	802,813	2,968	1,501	(注) 1	可決 98.65
第6号議案 取締役(社外取締役を除く) に対する譲渡制限付株式の付 与のための報酬決定の件	800,887	5,083	1,312	(注) 1	可決 98.42
第7号議案 監査役の報酬額の改定の件	802,940	2,831	1,501	(注) 1	可決 98.67

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 賛成数は、「事前行使における賛成数」と「当日出席株主から各議案の賛否に関して確認できた賛成数」を合計している。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。